

いじめ防止や事案対処等のための取組

〈記入日〉 年 月 日 氏名

1 教職員の姿勢等

- ☐ 自校の学校いじめ防止基本方針の内容を理解している。
- ☐ 法や道の条例に規定されたいじめの定義に基づき、見逃すことなく、いじめの認知に努めようとしている。
- ☐ どんな理由であってもいじめは許されないことを理解している。
- ☐ いじめの把握のためのアンケート調査実施後は、速やかにいじめの訴え等がないか確認し、必要な児童生徒に対する個人面談を速やかに実施している。
- ☐ 児童生徒の顔を見ながら出席確認をしている。
- ☐ いつでも、児童生徒からの問いかけに対し、丁寧に対応している。
- ☐ 連絡帳や生活ノート等の内容を確認している。
- ☐ 授業において、児童生徒一人一人の様子をよく観察している。
- ☐ 特定の児童生徒に偏らず、全ての児童生徒に等しく声を掛けている。
- ☐ 特定の児童生徒に偏らず、全ての児童生徒に等しく役割などを与えている。
- ☐ 児童生徒同士の話し合いの場づくりに努めている。
- ☐ 休み時間や清掃時間等は、児童生徒の中に積極的に入り、観察に努めている。

2 他の教職員や外部専門家との情報共有

- ☐ いじめやいじめと疑われる事案が発生した際の「学校いじめ対策組織」への連絡・報告方法を理解し、速やかに対応している。
- ☐ 日頃から管理職や同僚と報告・連絡・相談ができる関係を構築している。
- ☐ 児童生徒の話題を日常的に職員室で取り上げるようにしている。
- ☐ 様子が気になる児童生徒の情報を教職員間で共有している。
- ☐ 養護教諭と積極的に児童生徒の様子等について情報共有している。
- ☐ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと児童生徒の様子等について情報共有している。

3 個々の児童生徒やその保護者の対応

- ☐ 児童生徒の発達段階を踏まえて、いじめは絶対に許さない行為であることを計画的に指導している。
- ☐ いじめを受けたり、見聞きしたりした場合には、必ず教職員に相談することを指導している。
- ☐ 児童生徒一人一人の特性を踏まえた適切な支援や指導を行うようにしている。
- ☐ 学級通信や保護者との懇談などを通じ、いじめの防止等に向けた取組について理解を得るようにしている。
- ☐ いじめ等の相談を受け付ける窓口を児童生徒や保護者に対し周知している。
- ☐ 児童生徒の持ち物や衣服の状況に気を配っている。
- ☐ 給食の際の配膳の様子や、食べ残し等に気を配っている。
- ☐ 教室の整頓を心がけ、掲示物や机の落書きの有無などに気を配っている。
- ☐ 必要な児童生徒の家庭に対し、家庭訪問を実施するなど細やかに連絡をとっている。